

別記様式第三(第四十条の二関係)

面

裏

面

表

第六条の八 (略)	医療法抜粋
<p>3 第一項の規定によつて立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>第二十五条 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、必要があると認めるときは、病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくは管理者に対し、必要な報告を命じ、又は当該職員に、病院、診療所若しくは助産所に立ち入り、その有する人員若しくは清潔保持の状況、構造設備若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件を検査させることができることができる。</p> <p>2 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、病院、診療所若しくは助産所の業務が法令若しくは法令に基づく処分に違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくは管理者に対し、診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又は当該職員に、当該病院、診療所若しくは助産所の開設者の事務所その他当該病院、診療所若しくは助産所の運営に關係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>3 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、特定機能病院等の開設者若しくは管理者に対し、必要な報告を命じ、又は当該職員に、特定機能病院等に立ち入り、その有する人員若しくは清潔保持の状況、構造設備若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件を検査させることができることができる。</p> <p>4 厚生労働大臣は、特定機能病院等の業務が法令若しくは法令に基づく処分に違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるときは、当該特定機関等の開設者又は管理者に対し、診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提出を命ずることができる。</p> <p>5 第六条の八第三項の規定は第一項及び第三項の立入検査について、同条第四項の規定は第二項の各号のいづれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>二 第八十九条 第二項、第六条の八第一項若しくは第二十五条第一項から第四項までの規定による告若しくは提出を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は第六条の八第一項若しくは第一項から第三項までの規定による当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避</p>	

第 号	官職又は職名	写 真
令和 年 月 日発行	氏 名	印
(○○都道府県、○○市又は○○区) 印		印
年 月 日生		印